

# 用途地域図

(平成24年5月1日決定)



凡例				
用途地域	建ぺい率	容積率	外壁後退	
第一種低層住居専用地域 (建築物の高さの制限は10m)	50	100	1m	
第二種低層住居専用地域 (建築物の高さの制限は10m)	60	150	—	
第一種中高層住居専用地域	60	150	—	
第一種住居地域	60	200	—	
第二種住居地域	60	200	—	
準住居地域	60	200	—	
近隣商業地域	80	200	—	
準工業地域	60	200	—	
工業地域	60	200	—	
工業専用地域	60	200	—	
準防火地域				
地区計画区域				
臨港地区(分区:商港区)				

(注1) 幹線道路及び新幹線沿いの第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域は、

道路境界(新幹線の場合は側道)より外側30mの幅取りです。

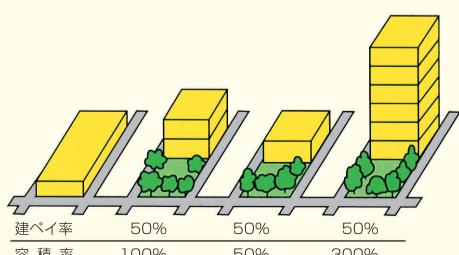
(注2) 地区計画の地区整備計画の定められている区域においては、地区の整備方針に応じて、建築物の用途、容積率の最高限度、建ぺい率の最高限度、壁面の位置の制限などが定められています。

(注3) 臨港地区(分区:商港区)では、兵庫県条例の規制が適用されます。地区内で建築する場合は、東播磨県民局加古川土木事務所で事前に確認してください。

S=1:20,000

## 容積率

建物の各階の床面積の合計（通常の延べ床面積）の敷地面積に対する割合（普通%で表します。）をいいます。



## 建ぺい率

建物の建築面積の敷地面積に対する割合(普通%で表します。)をいいます。

## 外壁の後退距離

第一種低層住居専用地域においては、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から1m以上離さなければなりません。

